

葬儀後の手続き

葬儀を終えた後も様々な法的な手続き、各種届出を行う必要があります。主な手続きをにまとめていますので是非ご利用ください。
(手続きに必要な書類は市区町村、金融機関、各窓口によって異なる場合がございます。)

種別	手続き内容	申請期限	窓口	印鑑証明	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	住民票	死亡診断書	保険証書	年金手帳	その他書類	備考
国民健康保険	葬祭費	2年以内	市区町村	○							○		身分証、喪主の確認ができる書類(葬儀社の領収書、請求書または会葬礼状など)、金融機関の預・貯金通帳又は口座番号などの控え	(国民健康保険の加入者が死亡したとき)葬儀を行った方へ ※横浜市の場合は葬祭費は5万円
健康保険(社会保険)	埋葬料	2年以内	故人の勤務先(社会保険事務所にて)	○							○			扶養を受けていた方へ
	埋葬費	2年以内	故人の勤務先(社会保険事務所にて)	○							○		埋葬費用証書類	(身寄りのない被保険者が亡くなった際)葬儀を行った方へ
	家族埋葬費	2年以内	本人の勤務先(社会保険事務所にて)	○							○			扶養者が死亡した時に申請
労災保険	葬祭料	2年以内	本人の勤務先(労働基準監督署にて)	○	○				○	○				(業務上の事故・傷病で死亡した際)葬儀を行った方に
	遺族補給給付	5年以内	故人の勤務先(労働基準監督署にて)	○	○				○	○				業務上の事故・傷病で死亡した際
簡易保険	保険金	5年以内	郵便局	○	○				○	○	○		領収書	
生命保険	保険金	3年以内	保険会社	○	○	○	○	○	○	○	○		保険証書、最終の保険領収書	保険会社によって異なる
国民年金	死亡一時金	2年以内	市区町村	○	○				○	○		○		一定の納付期間を超えたが、年金需給まで満たないとき
	寡婦年金	5年以内	市区町村	○	○				○			○		老齢基礎年金を受けられるご主人(故人)が年金を受け取らずに亡くなった際
	遺族基礎年金	5年以内	市区町村	○	○				○			○		(ご主人が死亡した時)残された妻子または子(18歳未満)へ
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	故人の勤務先(社会保険事務所にて)	○	○				○	○	○			加入者が死亡し、加入者に生計を維持されていた者へ
雇用保険	資格喪失の届出	1ヶ月以内	公共職業安定所	○					○	○			受給資格証など ※要確認	故人が死亡時に雇用保険を受給していた場合
入院保険			保険会社	○									入院証明書(病院で発行)、入院保険金請求書(保険会社指定)	
世帯主変更	身分証、委任状	14日以内	市区町村	○								○	身分証	
改葬許可			市区町村	○									墓地または納骨堂の管理者が作成した埋葬許可書類	
銀行預金	名義変更		銀行	○	○	○	○						遺産分割協議書、除籍謄本、通帳	金融機関が死亡事実を知った時、相続手続き完了まで支払いは停止
郵便貯金	名義変更		郵便局	○	○	○							戸籍謄本または相続したことを証明する書類通帳	金融機関が死亡事実を知った時、相続手続き完了まで支払いは停止
不動産	名義変更		登記所	○	○	○	○	○					遺産分割協議書	
株券・社債・国債	名義変更		証券会社	○	○	○							株券(預かり書)、相続関係説明図	
自動車	名義変更		陸運支局	○	○	○	○		○				遺産分割協議書が相続人全員の委任状、遺言書(公正証書遺言)の場合は、本通と写し、相続人の委任状又は実印、自動車検査証、手数料納付書、車庫証明、自動車税申告書 ※要確認	
電話	名義変更		電話局	○	○	○								電話にて依頼
電気・ガス・水道	名義変更		各会社	○										電話にて依頼
借地・借家	名義変更		地主・家主	○										
所得税	確定申告	4ヶ月以内	税務署	○										
相続税		10ヶ月以内	税務署	○	○		○							
医療費控除	税金還付	5年以内	税務署	○									源泉徴収票(故人が給与所得者の場合)、領収書等(医療費)	毎年2月16日～3月15日まで
住宅ローン	保険金		金融機関	○					○	○				